

相談支援専門員の実務要件(早見表)

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
① 相談支援業務 ※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務	平成18年10月1日において現に下記に掲げる者であったものが、平成18年9月30日までに従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ロ 精神障害者地域生活支援センター イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場 ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所 ニ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関 (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者(※1) (3) 国家資格等(※2)を有している者 (4) 上記イからハまでに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者 ホ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター ヘ 特別支援学校、盲学校、聾学校、養護学校	通算して 3年以上 通算して 5年以上
② 直接支援業務 ※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務	イ 障害者支援施設、障害児入所施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤療、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ハ 保険医療機関、保険薬局、訪問介護事業所	通算して 10年以上
③ 有資格者	次のいずれかに該当する者が、上記の②のイからハに掲げる業務に従事する場合 (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者(※1) (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	通算して 5年以上
	国家資格等(※2)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記①及び②に掲げる業務に従事する場合	通算して 3年以上

(※1) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者を含みます。

(※2) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

(※3) 「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上